

平成 26 年 6 月 6 日

東京証券取引所情報サービス部 御中

一般社団法人全国銀行協会

「LEI 指定業務の開始に伴う定款の一部変更について」に係るパブリック・コメントに対する意見等の提出について

平成 26 年 5 月 30 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

東京証券取引所「LEI 指定業務の開始に伴う定款の一部変更について」に係るパブリック・コメントに対する意見

	該当箇所	意見・確認事項	理由等
1	P3 (1). LEI申請書の提出	「登記事項証明書及び代表者の印鑑証明書を添付」とあるが、「登記事項証明書及び代表者の印鑑証明書の添付を原則とするが、特段の事情がある場合には付随情報の内容が確認できる資料を添付すること」に変更して欲しい。	本邦企業を前提として考えられているが、海外現法等もLEIを取得する可能性があるため。
2	P5. 3. LEIの移管 (2) 当社による審査	「当社は、…移管元のLEIに所定の確認を行い、…」との記載があるが、移管元に登録されている情報の削除は、貴社への移管に伴い自動的に削除されるのか、貴社への移管申請とは別に自ら移管元のLEIに削除申請する必要があるのか、明確にしていきたい。	手続きが明確にならないと、複数の付番機関において、取引当事者の情報が併存してしまう可能性があるため。
3	P6. 5.LEIの失効	①②③に該当する場合に加えて、①、②の状態であることが明確な場合と手数料が支払遅延となった場合のLEIの失効手続き、時期を明確にして欲しい。	今後利用義務化された場合の取り扱いにも影響するため。
4	P7. 7.手数料	手数料については、先行して稼働している諸外国のLEI付番機関と同様の水準になるようご配慮いただきたい。	例えば、諸外国のLEI付番機関に比べて貴社の手数料水準のみ高い場合、仮に本邦においてLEIを利用することが義務化された場合に取引当事者が不利になる恐れがあるため。
5	P7. 7.手数料	移管における手数料の考え方を明確化いただきたい。	移管時のデータ更新手数料の基準が明確でない場合、二重負担となる可能性があるため。
6	P8. 8. 実施時期 (予定)	平成26年8月からの実施を予定しているようだが、申請用のポータルやデータ管理システム等のシステム面および手続面の双方において、受入可能な体制が整ったところで実施するよういただきたい。	体制が固まっていない段階でLEI付番機関として活動を開始することにより、無用な混乱を招くことを避けるため。